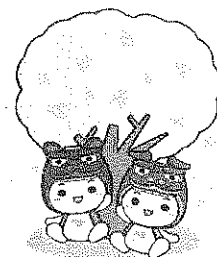


保育料の負担額を軽減しました！

～平成28年4月より～

酒田市健康福祉部子育て支援課

お問い合わせ 0234-26-5735



平成28年4月から

小学校6年生までのお兄ちゃん、お姉ちゃんがいる園児の保育料が、

※基準額の $\frac{1}{3}$ または**無料**となります。

$\frac{1}{3}$ となるのは、お兄ちゃん・お姉ちゃんが小学校6年生までにいる

2番目のお子様を対象です。

無料となるのは、お兄ちゃん・お姉ちゃんが小学校6年生までにいる

3番目以降のお子様を対象です。

具体的にはこう変わりました！

平成27年度の保育料 → 平成28年度の保育料

※ ここで示す例は、酒田市D3階層(3歳以上・標準時間/33,000円)の世帯の場合です。

パターン1

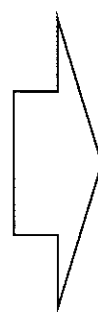
平成27年度の保育料	
第1子	小学校4年生(就学) きょうだい判定の対象外
第2子	4歳児(年中児) 判定第1子 33,000円
第3子	3歳児(年少児) 判定第2子 1/3算定 11,000円
負担合計	44,000円



平成28年度の保育料	
小学校4年生(就学)	判定第1子(きょうだい判定の対象)
4歳児(年中児)	判定第2子 1/3算定 <u>11,000円</u>
3歳児(年少児)	判定第3子 無料 <u>0円</u>
<u>11,000円</u>	

パターン2

平成27年度の保育料	
第1子	中学校1年生(就学) きょうだい判定の対象外
第2子	小学校3年生(就学) きょうだい判定の対象外
第3子	3歳児(年少児) 判定第1子 33,000円
負担合計	33,000円



平成28年度の保育料	
中学校1年生(就学)	きょうだい判定の対象外
小学校3年生(就学)	判定第1子(きょうだい判定の対象)
3歳児(年少児)	判定第2子 1/3算定 <u>11,000円</u>
<u>11,000円</u>	

パターン3

平成27年度の保育料	
第1子	小学校3年生(就学) きょうだい判定の対象外
第2子	3歳児(年少児) 判定第1子 33,000円
負担合計	33,000円



平成28年度の保育料	
小学校3年生(就学)	判定第1子(きょうだい判定の対象)
3歳児(年少児)	判定第2子 1/3算定 <u>11,000円</u>
<u>11,000円</u>	

このきょうだい判定については所得に関わらず、全てのご家庭が対象となります！